

資産取得資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第36条第3項第4号に定める法人活動保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（以下「資産取得資金」という。）の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱の原則)

第2条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

(保有)

第3条 協会は、資産取得資金を保有することができる。

(保有の承認)

第4条 協会が、資産取得資金を保有しようとするときは、理事長は資産取得資金ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- (1) 資金の名称
- (2) その資金の目的である資産の名称
- (3) 目的
- (4) 計画期間
- (5) 資産の取得又は改良の予定時期
- (6) 資産の取得又は改良に必要な最低額及び算定根拠

2 理事会は、前項各号の提示を受け、次の要件を満たす場合にあっては、当該資金ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良が見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産の取得又は改良に必要な最低額が合理的に算出されていること。

(管理及び取り崩し等)

第5条 資産取得資金は、財産目録上、他の資産（他の資産取得資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。ただしやむを得ない理由により理事会が承認した場合はこの限りでない。

3 前項但書の目的外の取り崩し、積立計画の中止、資産取得又は改良に必要な最低額及び計画期間の変更をする場合には、理事会の承認を得なければならない。

(公表)

第6条 この規程並びに第4条第1項第6号に規定する最低額及びその算定根拠を、定款第8条第2項の規定の例により、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(経理処理)

第7条 認定法施行規則各条文の定めに基づき、経理処理を行う。

(法令等の読み替え)

第8条 この規程において引用する条文の条数、項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年6月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 本規程施行前に保有していた神奈川県自治会館再取得資産のうち公益目的事業相当額以外として算定した積立済み額は本規程に基づく資産取得資金とする。
- 3 令和7年4月1日における資産取得資金の内容は別紙のとおりとする。

別紙

○対象資産の大規模修繕費用と再取得に充てるための資金の見積額及び支出予定時期

支出予定時期	対象の資産の名称等	支出予定額
令和 35 年 (積立期限令和 34 年度)	神奈川県自治会館 建物数量 9,263.041 m ²	2,802,000,000 円

積立限度額

建物1棟の建物再調達原価(平成 25 年 9 月 2 日の不動産鑑定評価書に基づく。)のうち
管理業務按分割合(3.4%)とする。

支出予定額合計 2,802,000,000 円 × 公益目的事業按分割合 3.4% = 95,268,000 円

積立済額

令和 7 年 4 月 1 日における資産取得資金の額(積立済み額) は、次のとおりとする。
41,016,462円